

いじめ防止基本方針

向陵高等学校

(基本理念)

校長の教育目標のひとつに、「思いやりの心と感謝の気持ちを持つ生徒を育てる」とある。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるとの認識のうえにたち、思いやりの心を持つ生徒を育てるため、さらに生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を行う。

(学校及び職員の責務)

どの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めるものとする。

1 いじめ防止策のための対策の基本となる事項

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 健全な心身の発達を目指すという教育目標を達成するために行っている、基本的な生活習慣を身に付けさせることや誰からも愛される人間味のある温かい生徒を育てること、誘惑に負けない判断力を育成することをすべての教育活動を通して、より徹底する。
- (イ) 保護者との連携を図りながら、いじめやその他の問題となる行動を防止するために生徒が行う活動の支援を行う。
- (ウ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めさせる啓発措置として、全校集会やHR、保護者集会において講話を実施する。
- (エ) 特に配慮が必要な生徒にかかるいじめやその他の問題となる行動を防止するために、当該生徒の特性を踏まえ、日常的な支援を行い、周囲の理解を深めるとともに必要な指導を行う。

イ いじめの早期発見のための措置

- (ア) 全教員が生徒の様子を見守り日常的に観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さず、教員間で気づいたことを共有し、すぐに問題の有無を確かめ早期解決を図る。
- (イ) 教育相談を通じた教員による生徒からの聞き取りや二者面談又は三者面談での聞き取り調査を実施する。
- (ウ) 生徒・保護者がいじめにかかる相談を行うことができる相談体制の整備をする。
- (エ) いじめアンケートや子ども観察シートにより、情報収集および共有、認定を行う。

ウ いじめの早期解決のための措置

- (ア) いじめ問題を発見したときには、教員の孤立・抱え込み防止に努め、いじめ防止対策委員会(以下委員会)にすぐに報告をし、その組織で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (イ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しても安易に加害者扱いせず、事の背景・心情等を探り、双方の立場に寄り添い指導する。
- (ウ) 傍観者の立場にいる生徒たちもいじめているものと同様であるということを指導する。
- (エ) 事実確認・いじめていた側へのいじめに対する理解促進・家庭との連絡・事後指導等の全ての経過を記録しておく。また、途中経過であっても家庭と連絡を密に取り合う。
- (オ) 学校内だけではなく、状況に応じて専門家と協力して事の解決にあたる。
- (カ) いじめられている生徒の心の傷を癒すため、養護教諭・スクールカウンセラーと連携を取りながら指導をしていく。

エ インターネットを通して行われるいじめに対する対策

発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処でき

るように必要な啓発活動として、生徒および保護者に対して情報モラル研修会等を行う。

2 いじめ防止等の対策のための校内組織の設置と活動

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭をもって委員会を構成する。また、情報共有や認定は全教員で行い、状況に応じて学級担任や専門家が加わることもある。

- (ア) 方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成，実行，検証・修正等を行う。
- (イ) 生徒や保護者に対する情報発信と意識啓発及び教職員の共通理解と意識啓発を行う。
- (ウ) いじめ相談・通報の窓口としての役割を担う。
- (エ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等にかかる情報の収集と記録，共有を行う。
- (オ) いじめの疑いにかかる情報があったときは緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対策方針の決定と保護者との連携を組織的に行う。
- (カ) いじめ防止等に関する全教員の資質向上を図る。

3 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には，教頭に報告し，教頭は校長に報告する。校長の指示により敏速に支援体制をつくり，いじめを受けた生徒・保護者および関係した生徒の心のケアに努め，対処する。また，速やかにその旨を県知事に報告し，当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため，速やかに理事長または学校の下に，専門的知識を有する外部人材を活用した組織を設け，適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。理事長または学校は，いじめを受けた生徒・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。